

第 2 節 快適な生活環境の整備を進めます

第 3 項 環境美化の推進

(1) 現況と課題

地域の環境美化を推進し、健康的な生活環境の保全及び向上を図るため、平成 11 年 3 月に「飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例」を施行し、平成 19 年 7 月に落書きや深夜花火の禁止等を追加した、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」に改正し、取り組みを進めています。町内一斉の美化運動や自治会、地域、企業等の自主的な環境美化活動も定着しています。今後とも、多くの町民等に理解されるよう啓発することが必要です。

河川美化については、環境団体等の積極的な取り組みが行われていますが、さらに多くの活動が進むよう、啓発や支援などの取り組みが必要です。

ペットや野良猫のふん尿による苦情が多く、動物の適正な飼育管理について意識啓発が必要です。

広域行政の一環として茅ヶ崎市と供用している火葬施設は建設後 17 年が経過し、老朽化が進み、改修費用が毎年発生しており、負担金算定にも影響が出ています。修繕計画について情報収集と調整を行うとともに、町民が利用するにあたり今後も茅ヶ崎市民と差異のないサービスが受けられるように協議することが必要です。

町民意向調査による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効	
1231 環境美化の推進	52	154	104	68	100	12	490
	10.6%	31.4%	21.2%	13.9%	20.4%	2.4%	100.0%

(2) めざす姿

快適な生活環境が保たれている。

(3) 基本方針

環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町民と町が協働して美化活動を進めます。

(4) 施策の方向

協働のまちづくりの推進

自治基本条例の定着を目指すとともに、条例に基づき行政の透明性を高めます。
各種審議会や委員会への参加や傍聴の機会、行政と町民との対話の機会を充実します。

情報公開の推進

個人情報適切な取り扱いのもと、情報公開を適正に進めます。

行政情報の提供・広聴機能の充実

町の政策や行政情報を積極的に提供するため、広報活動の充実を図るとともに、インターネットなど様々なツールを活用して、町民の意見や提案をまちづくりに反映するための広聴機能の充実を図ります。

(5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値		目標値	
委員会等の公募委員率	%	H22	H26	H29	H32
		7.4	8	9	10
対話集会(機会)の回数	回/年	H22	H26	H29	H32
		2	3	6	12

(6) 具体的な取組

主要事業

自治基本条例推進事業
情報公開事業
広報さむかわ等発行事業
広報活動事業
広聴活動事業
議会だより発行事業
議会放映事業

町民等の主体的な取組

(町民ワークショップ提案から)

- 町民が主体的に参加する
- ・一定の役割の範囲内で町民が積極的に参加する、役割を担う
 - ・行政におんぶにだっこの関係は改め、行政に頼り過ぎないように意識する
 - ・民生委員などに自ら積極的に取組む
 - ・町民が評価できるものについては、検証に参加する
- 町民自らが取組む
- ・町民主体で(ひとり暮らし)(認知症対策)(自殺防止)に取り組む
 - ・子どもの登下校時に、見守り隊だけではなく、皆が子どもへの声かけなどを行う